

公園等占用料一覧

種別			単位		金額(円)
電柱	本柱、支柱又は支線		1本 1月		1,933
標識			同 同		1,145
水道管、下水道管、ガス管	外径40センチメートル未満のもの		1メートル 1月		171
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの		同 同		429
	外径1メートル以上のもの		同 同		859
電線	電線		同 同		143
	地下電線	外径40センチメートル未満のもの	同 同		171
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同 同		429
		外径1メートル以上のもの	同 同		859
鉄塔			1平方メートル 同		1,432
変圧塔			1箇所 同		1,432
郵便差出箱又は信書便差出箱			同 同		572
公衆電話所			同 同		1,432
地下の占用物件			1平方メートル 同	地上露出部分	1,245
			1平方メートル 同	地下部分	429
高架の占用物件			同 同		716
天体、気象又は土地観測施設			同 同		1,420
写真撮影のための常時占用			撮影機1台 同		11,280
写真撮影のための臨時的占用			1時間		1,997
ロケーション			同		17,625
その他の占用	競技会、集会		1平方メートル 1日		47
	前記以外の場合		同 同		47

備考

- 1 占用料を計算する場合において、その計算の基礎となる単位に端数があるときは、その端数を切り上げて計算して得た額を占用料の額とする。
- 2 占用期間の月数は、占用を始める日の属する月から占用が終わる日の属する日までの月数による。
- 3 写真撮影を伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。